

木城町住民提案型事業補助金募集要項

1 趣旨

木城町では、町内に主たる活動拠点がある団体による地域活動への熱意や発想の柔軟性を生かした提案事業を募集し、採択された事業に対して補助金を交付することで支援します。

2 事業対象団体

次の全ての要件を満たす団体

- (1) 町内に主たる活動拠点があること。
- (2) 適正な会計処理が行われること。
- (3) 政治、宗教又は営利を目的とした団体でないこと。
- (4) 団体の構成員が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団関係者（法同条同項第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 補助対象事業

総合交流センターリバリスホールを会場として実施する次に掲げるいずれかの事業です。

- (1) 演劇
- (2) ダンス
- (3) 音楽会
- (4) 上映会
- (5) 講演会
- (6) 芸能
- (7) その他発表会等

ただし、次に掲げるようなものは提案事業の対象となりません。

- (1) 営利又は政治、宗教若しくは選挙活動を目的とするもの。
- (2) 公序良俗に反するもの。

4 補助金額

1 団体につき 25 万円以内

※選考により申請額から減額する場合があります。

※補助金額に千円未満の端数がある場合はその端数を切り捨て、予算の範囲内で交付します。

5 補助対象経費

補助の対象となる経費は、提案した事業の実施に直接必要となる経費(税込みの金額)となります。

費 目	対象経費	対象外となる経費
報償費	外部講師、専門家への謝礼 (団体の構成員に対するものは除く。)	図書券、商品券などの金券、研修先等へのお土産
消耗品費	事業のために使用する物品に限る。	パソコン、タブレット端末等、カメラ、コピー機等他の事業においても使用可能な汎用性の高い物品
印刷製本費	チラシ・パンフレット・報告書等の印刷製本費	事業に係らない印刷物
通信運搬費	郵送料、物品の送料、手数料	団体構成員への連絡の郵送料、通信費
保険料	イベント保険料等	補助事業の実施期間外を補償対象とする保険
委託料	舞台技術委託料、機材の運搬・操作、会場設営等の外部事業者への委託費用	補助事業の目的と無関係な委託
使用料及び賃貸料	会場使用料、音響設備等	団体構成員の所有するものに対する使用料、賃貸料

6 事業対象期間

事業採択日から令和8年3月31日まで

7 募集期間

令和7年6月5日(木)から令和7年6月30日(月)まで

8 応募の手続き

提案事業の応募の手続きにおいて、提出いただく書類は、以下の通りです。なお、提出書類の返却はできませんので、ご了承ください。

【提出書類】

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業実施計画書(様式第2号)
- (3) 事業収支予算書(様式第3号)

【提出先】〒884-0101 木城町大字椎木2146番地1

木城町教育委員会 教育課 社会教育係

TEL 0983-32-2369 FAX 0983-32-2380

9 選考

応募多数の場合は、書類審査により選考を行います。

10 事業の実績報告

補助事業終了後速やかに下記の実績報告書等を提出いただきます。

【提出書類】

- (1) 事業実績報告書(様式第6号)
- (2) 事業収支決算書(様式第7号)
- (3) 収支決算書
- (4) 要した経費の領収書
- (5) 事業実施状況がわかる写真
- (6) その他町長が必要と認めるもの